## 「確保方策」の設定について

新制度では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」に対し、市や事業者による提供体制を「確保方策」として設定する必要があります。

本市における「確保方策」は、次の点に留意して案を設定しました。

## ■「教育・保育」の確保方策(案)について

- ・各施設・事業の「利用定員(案)」を積み上げたものとした。
- ・各施設・事業の「利用定員(案)」は、<u>各事業者への調査及びヒアリングを踏まえて設</u> 定したものである(事業者の了承済)。
- ・事業者から「新制度への移行(例:私立幼稚園や認可外保育施設の新制度移行)」や「事業形態の変更(例:保育所→認定こども園)」の要望があった場合は、現時点での実現性がはっきりしているものに限り「確保方策(案)」に盛り込むこととした。
- ・上記のことから、「確保方策」=「各施設・事業の利用定員」となる。
  - ⇒「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定にあたっては、子ど **も・子育て会議の意見を聴かなければならない**」こととされている(子ども・子育て 支援法第31条第2項、第43条第3項)。

## ■「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策(案)について

- ・各事業者への調査及びヒアリングを踏まえて設定したものである。
- ・<u>事業によっては、基準を満たしているかどうかを区分している</u>ものがある(社会福祉事業としての位置付けの有無等[地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等])。
- ・「市の事業計画に掲載する確保方策」には、基準を満たしているかどうかに関わらず全 てを計上するが、「国県へ報告する確保方策」は基準を満たしているものに限って計上 する。